

石狩市監査委員告示第1号

令和2年度監査結果（前期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から令和2年度監査結果（前期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和3年1月25日

石狩市監査委員 百井 宏己

石狩市監査委員 花田 和彦

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

| 監 査 区 分 | 監査対象部局 | 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|---------------|-------------------|---|---|
| 令和2年度 定期監査 | 総務部 総務課 | 情報公開公文書交付費用において、写しの交付前に納付されていなかった。 | 今後、写しの交付手続を進めるに当たっては、石狩市情報公開事務取扱要綱に基づき、請求者からの情報公開公文書交付費用の納入を確認した上で、当該文書を交付する手順とすることを令和2年7月2日に担当内で認識の共有を図った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 総務部 総務課 | 業務委託において、プロポーザル方式にて選定した候補者を、受託者として決定し通知していた。 | 当該業務委託について、令和2年7月3日に指摘事項と同様のケースによる誤りを防ぐため、改善事項メモを作成しプロポーザル方式による候補者選定の決裁と合わせて保管することとした。 また、起案者は、プロポーザル方式の実施に関するガイドライン及び契約マニュアルを確認し、資料として決裁に添付すること、他の担当者は、資料のとおり事務が進められているかを確認することについて、課内で認識の共有を図った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 総務部 行政管理課 | 個人番号カード交付事業補助金において、調定漏れがあった。 | 今後の同種の補助金の調定にあつては、交付決定時に調定すること（経理事務のてびき12ページ）について、令和2年7月1日に担当内で認識の共有を図った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 総務部 行政管理課 | 業務委託において、設計変更を行ったが、変更となる設計書が作成されていなかった。 | 令和2年7月1日に契約変更時の手順を契約マニュアルで確認し、必要書類について、担当内で認識の共有を図った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 総務部 危機対策課 | 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。 | 今後、交際費執行に当たっては、石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領第3条を踏まえ、交際費の支出負担行為を行う以前に、交際費の執行に係る決裁を行うことについて、令和2年7月2日に担当内で認識の共有を図った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 企画経済部 商工労働観光課 | 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。 | 指摘を受けた事実関係を確認し、今後、交際費の執行を行う際は、石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領第3条に基づき、適切な手順で行うことを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 企画経済部 農政課 | 補助金において、交付要綱では補助金額の千円未満は切り捨てとなっていたが、切り捨てていなかった。 | 指摘事項については、今後、石狩市新規就農者施設園芸ハウス等支援事業補助金交付要綱第4条を確認しながら事務処理を行うことを課内で確認した。今後は、適切な事務処理に努めることとする。 |
| 令和2年度 定期監査 | 企画経済部 林業水産課 | 補助金において、交付決定額と支出負担行為額が一致していなかった。また、交付決定の変更時に、支出負担行為額の変更を行っていない。 | 指摘のあった支出負担行為額の錯誤について改めて石狩市会計規則の記載内容を確認し、今後の補助金事務に当たり適正に処理することを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 企画経済部 林業水産課 | 補助金において、額の確定に伴う支出負担行為額の変更を行っていない。 | 指摘のあった支出負担行為額の錯誤について改めて石狩市会計規則の記載内容を確認し、今後の補助金事務に当たり適正に処理することを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 環境市民部 広聴・市民生活課 | 申請の際に納付の必要な手数料において、申請時に納付がされていなかった。 | 収入金について、石狩市証明等手数料条例第3条に基づき、適正な収入事務を行うことを課内で確認した。 今後は、手数料の収入事務について複数の職員で確認したうえで適正な事務を執行する。 |
| 令和2年度 定期監査 | 環境市民部 環境保全課 | 業務委託において、執行決議書の決定前に見積依頼を行っていた。 | 石狩市事務取扱規程第4条、及び石狩市契約規則第33条第2項に基づき、執行決議後の事務執行について確認した。 今後、契約手続を進めるにあたっては、執行における手順を十分に課内で確認し、適正に契約事務を執行する。 |

| | | | |
|------------------|------------------|---|--|
| 令和2年度 定期監査 | 保健福祉部 障がい福祉課 | 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。 | 指摘された事項を課内で共有したうえで、今後、適切に手続を行うよう事務処理の手順やチェック項目を確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 保健福祉部 高齢者支援課 | 交付金において、交付規則で定める交付金額を交付していなかった。 | 敬老会交付金について、交付対象団体の支出金額にかかわらず、石狩市敬老会事業交付金交付規則第3条に定められている金額を交付することを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 保健福祉部 スポーツ健康課 | 補助金において、交付対象ではない大会に交付していた。 | 指摘の内容について、補助金交付対象者を確認した書類を決裁に添付し、石狩市スポーツ大会参加費補助金交付要綱の規定に準拠した取扱いを行うこととした。また、課内で要綱の取扱いに関して改めて確認を行った。 |
| 令和2年度 定期監査 | 建設水道部 都市整備課 | 物品売払収入において、金額で判断すると入札後は、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。 | 石狩市事務決裁規程第4条（別表第1共通専決事項中（4）契約等9物品の売払いに関する事項）に基づき、入札結果に応じた決裁権者にて適正に処理することを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 建設水道部 下水道課 | 手数料において、条例では10円未満の端数は切り捨てとなっているが、切り捨てていなかった。 | 10円未満の端数の金額9円については、石狩市下水道条例別表第2（第24条関係）備考に基づき、令和2年7月10日付けで手数料納付先へ還付した。今後は、排水工事費手数料欄に「10円未満切捨」のゴム印を押すことで認識を徹底し、適正な収入事務を行っていくことを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 厚田支所 地域振興課 | 旅費の支給において、バス賃の額に誤りがあった。 | 今後、旅費支給事務を進めるに当たっては、石狩市職員等の旅費に関する条例第6条に基づいた適正な事務にあらためて努めるとともに、乗降場所と運賃表（ホームページ含む）をその都度突合すること、複数人でチェックすることを課内で確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 厚田支所 地域振興課 | 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。 | 今後、あらためて石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領に基づいた適正な事務に努めるとともに、交際費執行事務の進め方を課内で共有・徹底した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 浜益支所 地域振興課 | 旅費の支給において、支給漏れがあった。 | 指摘のあった事項については、適正な事務手続を理解するよう課内会議を行い、今後、経理担当者や出張当事者等において、石狩市職員等の旅費に関する条例や規則等を遵守した事務執行に努めるとともに、その都度、根拠規定のチェックを含め、確認行為を徹底し支給漏れがないよう防ぐこととした。 |
| 令和2年度 定期監査 | 生涯学習部 総務企画課 | 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。 | 交際費の執行決定について、石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領第3条に基づき、今後は適正に実施することを課内で情報共有し確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 生涯学習部 総務企画課 | 補助金において、申請時の完了予定までに完了していないが、遅延報告がされていなかった。 | 今後は、諸手続を進めるにあたり、課内で情報共有し、適正な手順で行うことを確認した。 |
| 令和2年度 定期監査 | 農業委員会 事務局 | 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。 | 令和2年8月27日付石監査第67号による報告を同日に受け、交際費を執行する際、あらかじめ石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領第3条第1項の執行決定をすることを農業委員会事務局内において確認した。 |
| 令和2年度 指定管理者監査 | 保健福祉部 スポーツ健康課 | 協定書及び仕様書について、実際の運用実態と合致しない規定や用語の不統一などが見られるため、現状を踏まえた全体的な内容の見直しが必要である。 | 令和2年12月に指定管理に伴う協定書の見直しを行い、変更協定を締結した。また、委託者と指定管理者で協定書の内容を再確認した。 |